

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構定款

制 定 平成26年 4月 1日

最終改正 令和 5年 4月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(支部)

第3条 機構は、理事会の決議を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 機構は、臨床実習において患者の診療に参加する学生の知識、態度及び技能が標準的な水準に到達していることを評価する共通の評価試験（以下「共用試験」という。）の実施に関する事業を行うとともに、医療系大学間における教育の質の向上と充実を図るための事業・学術研究・啓発・普及活動を行う。もって、優れた医療人を育成し、国際的に高く評価されている我が国の医療の向上と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 医療系大学等の教育における学生の学習到達度を判定するための共用試験の実施及び評価に関すること
 - 二 共用試験の問題及び課題の作成に関すること
 - 三 共用試験の問題、課題及び成績等の管理に関すること
 - 四 共用試験の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究、研修に関すること
 - 五 医療系大学等の教育内容とその評価の発展充実を図るための学術研究活動、研修事業、資料収集及び啓発・普及活動等の実施に関すること
 - 六 その他機構の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 機構に、次の会員を置く。

- 一 正会員 機構の事業に賛同して入会した，医療系の大学長，医療系の学部長又は医療系の学科長及び医療系の学校長
 - 二 賛助会員 機構の事業に賛同して入会した，主に医療人育成の教育に係わる高等教育機関及び機構の事業を援助する団体又は個人
 - 三 名誉会員 機構に特に功労のあった者で総会の決議をもって推薦された者
- 2 第1項の会員のうち，正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員とする。

（会員の資格の取得）

- 第7条 正会員になろうとする者は，正会員2名以上の推薦を得た上で，入会申込書及び関係書類を理事長に提出し，理事会の承認を受けなければならない。
- 2 賛助会員になろうとする者は，入会申込書及び関係書類を理事長に提出し，理事会の承認を受けなければならない。
 - 3 名誉会員に推薦された者は，入会の手続を要せず，本人の承諾をもって会員となるものとする。

（経費の負担）

- 第8条 機構の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため，入会時及び毎年，正会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 特別の必要があるときは，総会の決議を経て，臨時会費を徴収することができる。
 - 3 名誉会員は，入会金及び会費を納めることを要しない。

（任意退会）

- 第9条 会員は，理事長に退会届を提出することにより，任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第10条 会員が次の各号の一に該当するときは，総会の決議を経て当該会員を除名することができる。
- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
 - 二 機構の名誉を傷つけ，又は目的に違反する行為をしたとき。
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

- 第11条 前2条のほか，会員が次の各号の一に該当するときは，その資格を喪失する。
- 一 第6条第1項第1号に掲げる正会員の学長等の任期が満了したとき。ただし，再任されたときを除く。
 - 二 正会員として入会した会員が所属する医療系の大学，学部及び学科等が廃止されたとき。
 - 三 賛助会員として入会した団体会員が解散したとき。

- 四 賛助会員として入会した個人会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- 五 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 六 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、第6条第1項第1号に掲げるすべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって法人法における社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 基本財産の処分
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内の6月に1回開催する。
- 3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 毎事業年度開始前の3月に1回
 - 二 理事会が必要と認めたとき。
 - 三 次条第2項の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合は、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は総会の日1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。ただし、総会に出席しない正会員

が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを定めた場合には、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 基本財産の処分
- 六 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって、表決し又は代理人にその表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、書面又は電磁的方法をもって、表決し又は表決を委任した正会員は総会に出席した者とみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、出席した理事のうち1名及び出席した正会員から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 機構に、次の役員を置く。

- 一 理事 18名以上20名以内

二 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長，2名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって，法人法における代表理事とし，副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は，総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は，理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには，理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が，理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には，理事及び使用人が相互に兼ねることができない。また，各監事は，相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

- 2 理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，機構を代表し，その業務を執行し，副理事長は，理事会において別に定めるところにより，機構の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は，毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

- 2 監事は，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員任期は，前任者の任期が満了する時までとする。
- 4 役員に第22条に定める定数に欠員が生じたときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員に対して、総会において別に定める報酬等の支給の規定に従って算定した額を総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する経費を支給することができる。

(責任の免除)

第29条 機構は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 機構に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、1事業年度に3回開催し、その時期は5月、11月及び2月とする。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき。

二 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

三 監事から第25条第3項の規定に基づき、理事長に対し、招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

一 機構の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるときは、副理

事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(企画・法務委員会)

第37条 機構に企画・法務委員会を置く。

2 前項の委員会は、副理事長1名、理事1名及び事務局員1名で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

一 機構の業務運営の年間計画を策定し、理事会に提出すること。

二 機構の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適性を確保するために必要な体制及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

三 機構の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対し適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。

4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 別表の財産は、機構の事業を行うために不可欠な財産であり、機構の基本財産とする。

2 前項の財産は、機構の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 基本財産は、機構の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会の決議を経て総会の承認を受けた上で、処分することができる。

(事業年度)

第39条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 機構の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決

議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 機構は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 機構が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により機構が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益

認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。ただし、その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。

（残余財産の帰属）

第46条 機構が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 機構の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

第10章 基金

（基金の抛出）

第48条 機構は、会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の抛出を求めることができる。

（基金の取扱い）

第49条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

（基金抛出の権利）

第50条 機構は、第44条による解散のときまで基金をその抛出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は次条に定める基金返還の手続により基金をその抛出者に返還することができるものとする。

3 機構に対する基金抛出者の権利については、他人に譲渡並びに入質及び信託することはできないものとする。

（基金返還の手続）

第51条 基金の返還は、総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項の基金の返還手続については、理事会の決議により別に定める。

（代替基金の積立）

第52条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩を行わないものとする。

第11章 委員会等

(委員会等)

第53条 機構の事業の円滑な推進を図る必要があるときは、理事長は、理事会の決議を経て、委員会及び専門部会（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員会等の任務、構成並びに運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(設置等)

第54条 機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 会員名簿

三 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

四 総会及び理事会の議事に関する書類

五 第40条第1項、第41条第1項及び第3項に規定する書類

六 総会の代理権を証明する書面

七 総会の議決権行使書

八 総会の全員同意書面

九 会計帳簿

十 その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧及び備置期間については、法令の定めによるほか、第56条第2項で定めるものとする。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 機構は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 機構は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 機構の最初の理事長は高久史麿とし、副理事長は江藤一洋、福田康一郎とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 機構の最初の役員は、以下のとおりとする。

理事 高久 史麿，江藤 一洋，福田康一郎，齋藤 宣彦，後藤 英司
金子 讓，川添 堯彬，北村 聖，俣木 志朗，堀井 明
荒木 孝二，栗原 敏，野首 孝祠，堀 裕，吉川 敏一
小川 秀興，中原 泉，山口 育子，中村 達，別所 正美
監事 菊池 俊昭，鈴木 裕子

附 則

1 この定款は、令和5年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第38条関係）

財産種別	場所・数量等
定期預金	三菱東京UFJ銀行・本郷支店 10,000,000円
	みずほ銀行・本郷支店 10,000,000円